

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年6月26日(2024.6.26)

【公開番号】特開2024-9067(P2024-9067A)

【公開日】令和6年1月19日(2024.1.19)

【年通号数】公開公報(特許)2024-011

【出願番号】特願2023-192967(P2023-192967)

【国際特許分類】

G 03 G 21/16 (2006.01)

10

G 03 G 21/18 (2006.01)

G 03 G 15/08 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/16 176

G 03 G 21/18 114

G 03 G 15/08 322C

G 03 G 15/08 343

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月17日(2024.6.17)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トナーが収容されたトナー容器が着脱可能な画像形成装置であって、

トナー収容部を有し、前記トナー容器が装着可能であって、前記トナー収容部に連通する

第1開口及び第2開口が設けられた現像容器と、

前記現像容器に対して移動可能であり、下方を向いたシャッタ開口が設けられたシャッタと、

を有し、

前記シャッタは、前記シャッタ開口が前記第1開口と連通し且つ前記第2開口と連通しない

第1位置と、前記シャッタ開口が前記第2開口と連通し且つ前記第1開口と連通しない

第2位置と、前記シャッタ開口が前記第1開口及び第2開口いずれとも連通しない第3位

置と、の間を移動可能に構成されている、

ことを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記シャッタは、回転軸線を中心に前記第1位置と前記第2位置の間を回転可能に構成さ

れ、前記第3位置は、前記第1位置と前記第2位置の間にあり、

ことを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記シャッタは、

前記トナー容器が前記現像容器に装着され、前記トナー容器から前記現像容器にトナーが補給される時は、前記第1位置にあり、

前記トナー容器が前記現像容器に装着されていない時は、前記第3位置にある、

ことを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記現像容器と前記シャッタとの間をシールするシール部材であって、前記第1開口及び

40

30

50

前記第2開口が設けられた前記現像容器の面上に設けられたシール部材を有し、
前記シール部材は、前記第1開口及び前記第2開口のそれぞれと連通する第1シール開口
及び第2シール開口が設けられ、
前記シャッタは、前記シール部材と摺動しながら回転する、
ことを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

10

本発明の第1の側面は、トナーが収容されたトナー容器が着脱可能な画像形成装置であ
って、トナー収容部を有し、前記トナー容器が装着可能であって、前記トナー収容部に連
通する第1開口及び第2開口が設けられた現像容器と、前記現像容器に対して移動可能で
あり、下方を向いたシャッタ開口が設けられたシャッタと、を有し、前記シャッタは、前
記シャッタ開口が前記第1開口と連通し且つ前記第2開口と連通しない第1位置と、前記
シャッタ開口が前記第2開口と連通し且つ前記第1開口と連通しない第2位置と、前記シ
ャッタ開口が前記第1開口及び第2開口いずれとも連通しない第3位置と、の間を移動可
能に構成されていることを特徴とする。

20

30

40

50